

問い合わせ先	健康福祉局地域福祉課
	504-2137 (内線: 3821)

生活福祉資金のご案内

1. 生活福祉資金の内容

低所得世帯・障害者世帯・65歳以上の高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）を対象とした貸付です。

2. 貸付けの種類

- ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費
…災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付け対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費を貸し付ける。
- ・住宅の増改築、補修等に必要な経費
…住宅の増改築、補修等に要する必要な経費を貸付ける。
- ・緊急小口資金
…被災により一時的に生活費が必要なときに貸付ける。

貸付けの種類	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	住宅の増改築、補修等に必要な経費
貸付対象	低所得者世帯・障害者世帯 65歳以上の高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）	
貸付限度額	150万円	250万円
据置期間	貸付日から6か月以内	
償還期限	据置期間経過後7年以内	
貸付利子	連帯保証人を立てる場合は無利子。 連帯保証人がいない場合は年1.5%	

3. 相談に必要な書類

- ① 罹災証明書
- ② 本人確認のできる書類（運転免許証・健康保険証など）

4. 申込期間

申込期間はありません。

5. 貸付決定

貸付には審査があり、決定までには一定期間を要します。

<受付、お問い合わせ先>

お住まいの各区社会福祉協議会もしくは避難先である広島県内の社会福祉協議会へお問い合わせください。

【安佐南区の方】

安佐南区社会福祉協議会

安佐南区中須一丁目38番13号（安佐南区総合福祉センター内）

電話（082）831-5011

【安佐北区の方】

安佐北区社会福祉協議会

安佐北区可部三丁目19番22号（安佐北区総合福祉センター内）

電話（082）814-0811